

## 遠別町スポットワーカー活用支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、遠別町スポットワーカー活用支援事業補助金(以下「補助金」という)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 当該補助金は、人手不足を抱える事業者等に対し、デジタル技術を用いて、短時間・単発の労務を内容とする雇用契約を仲介する事業のサービスを利用した際の手数料を補助することで、事業者等と求職者のマッチングを支援するとともに、雇用機会の創出や多様な働き方の推進を図ることを目的とする。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、以下のすべての要件を満たす事業者とする。

- (1) 法人、個人事業主又は組合等であること。ただし、政治団体もしくは宗教上の組織又は団体を除くものとする。
- (2) 遠別町内に事業所を有し、営業を行っていること。
- (3) 町税等を滞納していない者並びに不納欠損処分を受けた場合は、その処分の日から3年を経過している者
- (4) 同一の申請内容で他の機関(国、地方自治体、公益財団法人等)から補助金を受けておらず、かつ今後受ける予定がないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項、又は同条第13項の規定に該当する者でないこと。
- (6) 遠別町暴力団排除条例(平成24年9月12日条例第16号)に掲げる者に該当しないこと。
- (7) その他、補助金を法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがないこと。

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、求人に当たり、デジタル技術を用いて短時間・単発の労務内容とする雇用契約を仲介する事業のサービスを利用し、短期雇用が成立したことへの対価として、当該サービスを提供する事業者を支払った利用料とし、消費税額及び地方消費税額並びに振込手数料は当該利用料から除くものとする。

### (補助率等)

第5条 補助金は、補助対象経費の10分の10とし、1事業者あたり10万円を上限とする。ただし、当該補助金が1千円に満たない場合は、補助対象外とする。

### (登録申請)

第6条 当該補助金の交付を受けようとする者は、町長が別に定める方法により、誓約・確認書(別記様式第1号)を添えて登録申請を行わなければならない。

2 登録申請は、1事業者(個人、組合等含む。)で1件とする。

3 町長は、登録を決定したときは、登録申請を行った者に対しその旨を登録決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

4 町長は、登録しないことを決定したときは、登録申請を行った者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

（交付申請）

第7条 登録の決定通知を受けた者で補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が定める日までに、遠別町スポットワーカー活用支援事業補助金交付申請書（別記様式第3号。以下「申請書」という。）に次の各号に定める書類を添えて、提出しなければならない。なお、当該補助金における交付申請は、補助金交付額が1事業者あたりの限度額に達するまでとする。

（1） 補助対象経費明細書（別記様式第4号）

（2） サービス提供事業者を支払う利用料の内訳がわかる書類

（3） 利用料の支払いの完了が確認できる書類

（4） その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査及び必要に応じて行う調査等により補助金交付の可否を決定する。

（補助金交付決定等の指令）

第9条 町長は、前条に規定する補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、その旨を補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付をしないことを決定したときは、申請者に対しその旨を書面により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 申請者が、前条に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、期日を定め補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項に規定する取り下げがあったときは、取り下げた申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（決定の取り消し）

第11条 町長は、申請者が当該補助金交付決定内容又はこれに付した条件に相違していると認められるときは、当該補助金の交付の全部、又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、対象事業について交付すべき補助金額の交付があった後においても適用する。

3 町長は、補助金交付決定の全部、又は一部を取り消した申請者に対し、既に補助金が交付されているときは補助金の返還を命ずることができる。

（理由の提示）

第12条 町長は、前条第1項に規定する取り消しをするときは、申請者に対してその理由

を示すものとする。

(書類の保管)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る書類を事業完了の翌年度から起算して5年間保管するものとし、町長が必要と認めたときは、提示し、又はその内容を報告しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。